



探偵業法等一部改正に関するお知らせ

令和6年4月1日から探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（探偵業法施行規則）の一部が改正されます。
主な内容は次のとおりです。

● 探偵業届出証明書の交付が廃止されます

廃止に伴い、手数料は不要になります。

- ・再交付、返納の手続きもなくなります。

探偵業開始の届出をしたことを示す下図の標識をご自身で作成してください。



4月1日からは「**ⓧ**」の標識を掲示してください。
従来の届出証明書では標識の掲示義務を履行したことにはなりません！！

「**ⓧ**」

別記様式第4号（第5条関係）

探偵業者	
届出書を提出した公安委員会	公安委員会
届出書の受理番号	第 号
届出書を提出した年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業所の種別	
広告又は宣伝をする場合に使用する名称	

- 記載要領 1 本様式申届出書とは法第4条第1項の届出書をいう。
2 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

A4サイズ（紙でかまいません）
白地、文字と枠線は黒色

営業所の見やすいところに掲示するとともに、インターネット上で閲覧できるようにしなければなりません。
【探偵業法第12条第2項】

～インターネット除外規定～

いずれかに該当する場合

- ・ 常時使用する従業者が5名以下
- ・ 管理するウェブサイト有していない。

【探偵業法施行規則第6条】
管理するウェブサイトとは、他の業者に委託して運用しているウェブサイトを含む。

● 重要事項の説明等が変更されます

依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときに書面を交付して、説明することが義務付けられていますが、その記載内容が変わります。【探偵業法第8条第1項第2号】

改正前 探偵業届出証明書に記載されている事項

改正後 探偵業開始の届出を提出した公安委員会の名称

本件に関するお問い合わせ
愛媛県警察本部生活環境課
営業係 089-934-0110